

＜絶対値要件(要件1)チェック表＞

①実績判定期間(必須)	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)			ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。					

**下記③の数値が100以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。
ただし、実績判定期間内に、設置する学校等(※)の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合、③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。**

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数 (自動計算⇒)	
④年平均の寄附金額 (自動計算⇒)	

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
⑤設置する学校等の定員等の総数(※1)(必須)					
⑥判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数(計算後の寄附者数)(自動計算⇒)					

**⑧ 設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度については、定員等の内訳を下記に記載してください。
定員等の総数が5000人以上の事業年度については、内訳を記載する必要はありません。**

	1事業年度目の定員等の総数	2事業年度目の定員等の総数	3事業年度目の定員等の総数	4事業年度目の定員等の総数	5事業年度目の定員等の総数
幼稚園					
幼保連携型認定子ども園					
小学校					
中学校					
高等学校					
大学(短期大学含む)・高等専門学校					
専修学校・各種学校					
その他					
総数 (自動計算⇒)					

※1
「設置する学校等」とは、次に掲げる施設を指します。
ア 学校(学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園、専修学校(学校教育法第124条(専修学校)に規定する専修学校で財務省令で定めるもの)及び各種学校(学校教育法第134条第1項(各種学校)に規定する各種学校で財務省令で定めるもの)
イ 障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、小規模住居型児童養育事業又は小規模保育事業が行われる施設
ウ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度が1つでもある場合、実績判定期間内の事業年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額は、手引きP12「寄附件数等のカウントについて」においてカウント出来るとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる事業年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない事業年度については空欄にしてください。

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
⑨寄附金額(円)					